

いじめ防止対策計画（いじめ防止基本方針）

1 北部中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立北部中学校では、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づいて、平成26年度より「北部中学校いじめ防止基本方針」を策定している。

(2) 基本理念

いじめ防止の方策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを子供が十分に理解できるようを行うことが必要である。

加えて、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・ネット上に不適切な書き込みを行う誹謗・中傷のいじめが発生している。
- ・冷やかしやからかい、かけ口や悪口等、言葉によるいじめが大半を占めており、次いで、仲間はずれや軽く叩くなどの暴力が発生している。

(2) 本校の課題

- ・ネット上の誹謗・中傷は、発見が遅れるため、ネットモラルに関する指導を継続する必要がある。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口、暴力等が起った際には、毅然とした態度で指導し、同じ過ちをくり返させないようにする。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめ防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育成する。

- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度を育成する。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進し、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組み、自己指導能力を育てる。
- ・生徒に対して、いじめの傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させる。
- ・いじめを受けている生徒が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む指導に努める。
- ・学校として「特に配慮が必要な生徒」については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・教職員の言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりするがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校にでも起こりうる」という認識を全教職員がもち、休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守る。

- ・いじめは、大人に見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、いじめに関するささいな情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知する。
- ・いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア　徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子供の安全を確保する。
 - イ　必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ　状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得る。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア　複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為を止めさせ、再発防止に努める。
 - イ　保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ　いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ　いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意し

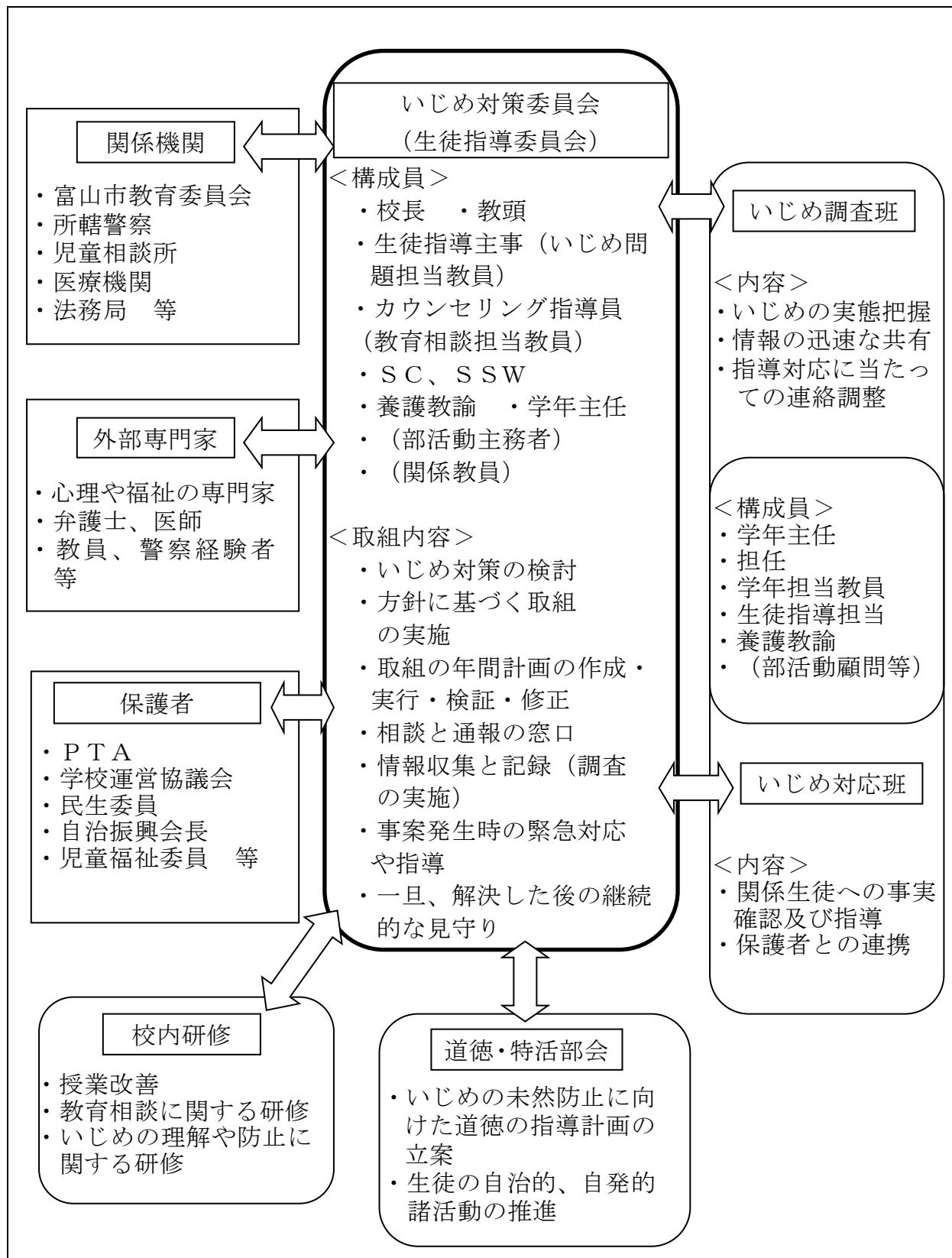
た対応を行う。

才 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。

- ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になつても見守る。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する指導や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・ いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

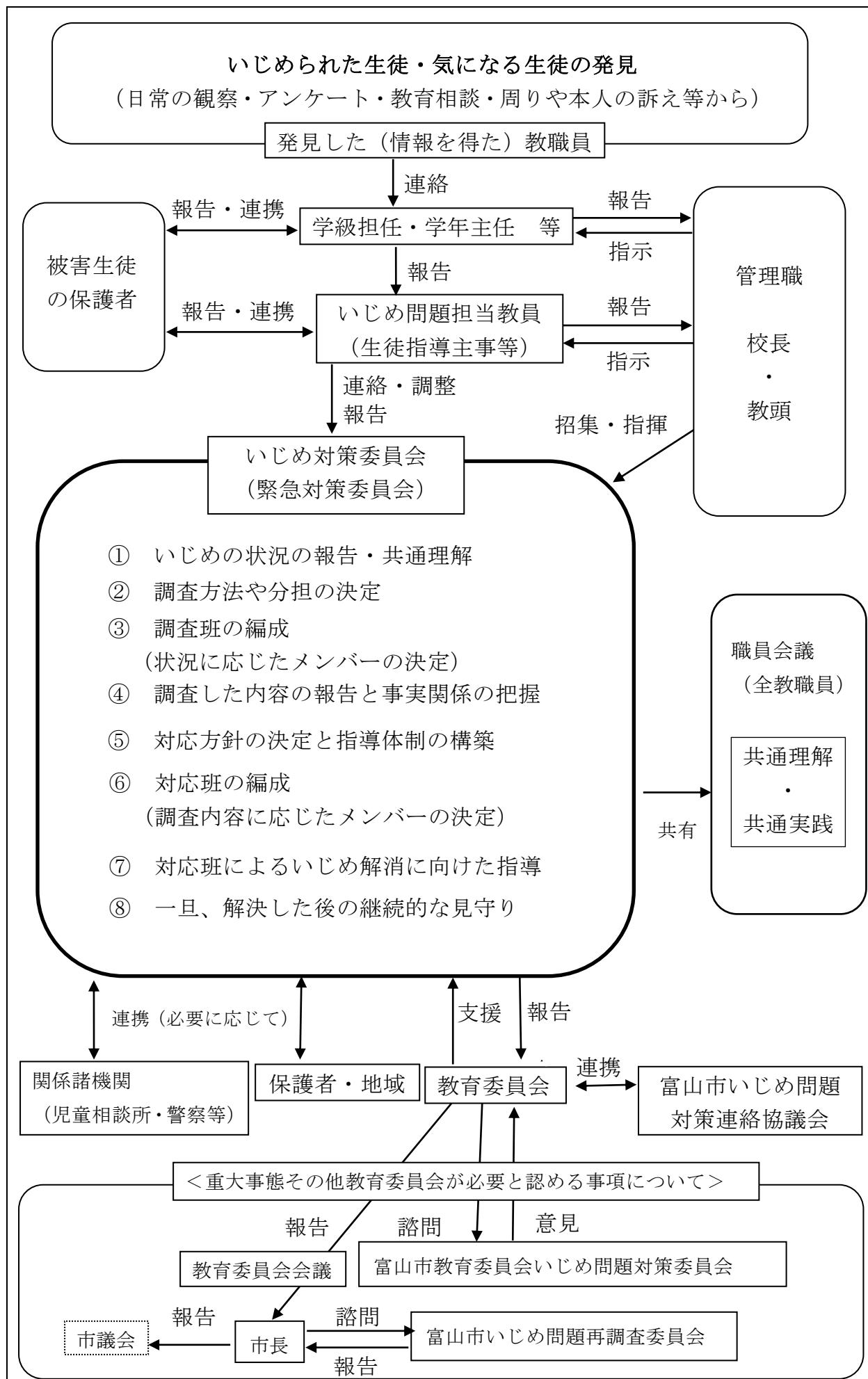
(法第22条に基づく組織 <必置>)



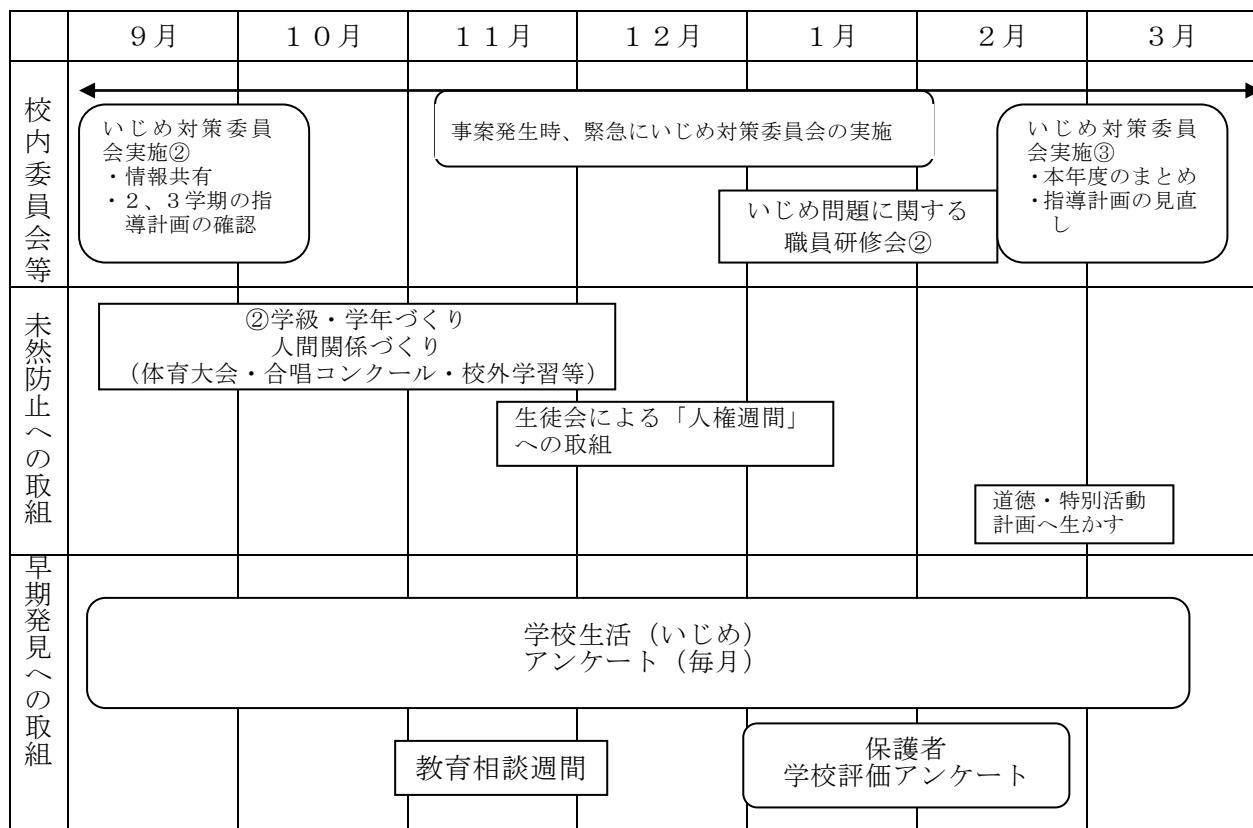
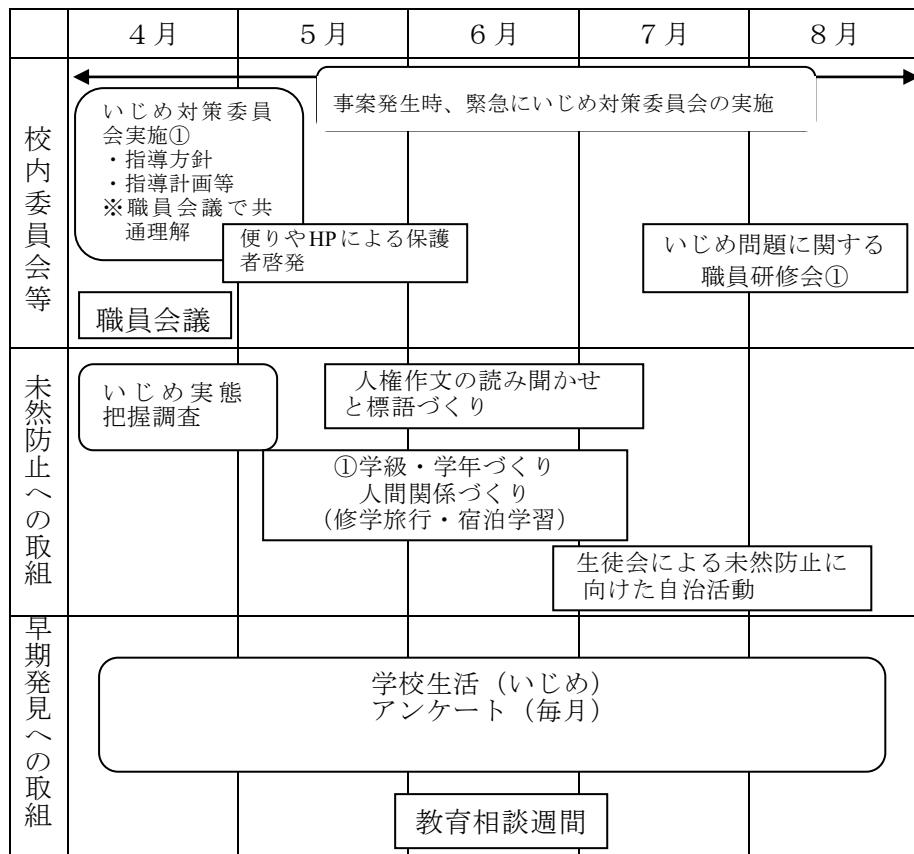
【表1 校内いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校長	北 嘉 昭	総 括		
教頭	宮腰 卓央	調査班	対応班	
生徒指導主事	木村 成博	調査班	対応班	
カウンセリング 指導員	青山 寿夫	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	幅 洋 美		対応班	
いじめ対策 カウンセラー	密田 博子		対応班	
スクール ソーシャルワーカー	山本 美奈子		対応班	
各学年主任	室田 桂俊 中島 庸子 田邊 理香	調査班	対応班	
養護教諭	大場 真紀子 鍛治 七子	調査班	対応班	
部活動担当教員	当該部活動顧問		対応班	
担任等関係教員	当該生徒担任	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき」
(生徒が自殺を企図した場合等)
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合) や転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職を中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

5 いじめが解消している状態の判断について

謝罪をもって安易に解消したとは、判断しない。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること。
(被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる)
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害児童及びその保護者への面談等で確認)